

●香川県警察本部告示第6号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

香川県警察本部長 那 須 修

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（提出を受けた物件の保全）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合において、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）<u>第19条第1項</u>に規定する<u>合致投票券等</u>其他法令に特別の定めのある物件の保全の措置については、当該法令に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>（提出を受けた物件の保全）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合において、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）<u>第2条</u>に規定する<u>スポーツ振興投票券</u>其他法令に特別の定めのある物件の保全の措置については、当該法令に定めるところにより行うものとする。</p>

附 則

この規程は、令和3年3月30日から施行する。